主 文 原判決を破棄する。

被告人を懲役3年に処する。

この裁判確定の日から5年間その刑の執行を猶予する。

理 由

本件控訴の趣意は、弁護人田仲美穂作成の控訴趣意書に、これに対する答弁は、 検察官小西俊雄作成の答弁書に、それぞれ記載されたとおりであるから、これらを 引用する。

1 控訴趣意中, 事実誤認又は法令適用の誤りの論旨について

しかしながら、原判決が(事実認定の補足説明)の項で認定説示するところは正当としてこれを是認でき、原判決の事実の認定に誤りはない。そして原判決が認定した事実関係の下では、被告人の原判示第1の各行為によって破産管財人による財産の発見が困難になったといえるので、原判示第1の各行為について破産法374条1号を適用した原判決には事実誤認も法令適用の誤りもない。また、原判決が認定した事実関係の下では、前記(2)①について、被告人の期待可能性が弱まるなどといえないことも明らかである。

論旨は理由がない。

2 控訴趣意中、量刑不当の論旨について

所論は、要するに、懲役3年の実刑を言い渡した原判決の量刑は、重すぎて不当であり、被告人に対しては、その刑の執行を猶予するのが相当である、というのである。

表に、 表に、 、本件は、 、無に、 、無に、 、大きで、 、、、 、大きで、 、、 、大きで、 、大きで 機械の搬出を指示したり、現金を借名口座に入金するなど、犯行において、重要な役割を担っており、証拠上明らかなものだけでも、本件各犯行により約2,100 万円の利益を得ている。加えて、昨今、金融機関の抱える不良債権処理が重要な社 会問題となり,倒産処理手続の適正かつ迅速な処理が強く要請されている現状にか んがみると、一般予防の見地からも、この種事犯に対しては厳しい対処が要請され ているといえる。以上に照らすと、その刑責を軽くみることはできない。

そうすると、被告人個人の破産財団については、原審時点で約1、890万円が被害弁償として支払われていること、原判示第2の各事実については、共犯者が計画を具体的に立案したものである上、被告人がいわば食い物にされたという側面 もあること、原判示第1の1の機械は破産財団に戻っていること、祖父の代から続 いてきた老舗会社を何とかして守りたいと思いを巡らせた結果、本件各犯行に至っ たことは、その心情に同情すべき点もないわけではないこと、被告人は、昭和37 年に業務上過失傷害罪により罰金2万円に処せられた以外に前科はなく、会社社長 として社会に貢献してきたこと、その他被告人の年齢、健康状態など、被告人のために酌むべき事情を十分考慮しても、被告人を懲役3年の実刑に処した原判決の前記量刑は、その言渡しの時点においては、やむを得ないものというべきで、これが 重すぎて不当であるとは認められない。

しかし、当審における事実取調べの結果によれば、原判決以降、被告人の親族 らの努力により新たに約500万円の資金が集まり、これに、被告人の保釈保証金 400万円及び原審段階の弁償のための原資として残されていた約388万円を加 えて,被告人個人の破産財団に786万4,195円,会社の破産財団に500万 円が支払われ、原審時点のものも合計すると総額3、176万3、260円が支払われており、被告人のおかれている経済状態からすると精一杯の被害弁償がされたと認められること、共犯者の1名が被告人個人の破産財団に対して700万円の被害を得るなった。 害弁償を行ったこと、被告人は、原審において実刑判決を受けたことを真摯に受け 止め、当審法廷においても一層反省の態度を示していることなど、被告人のために 有利に斟酌すべき新たな事情が認められ、これに、原判決言渡し時点において認め られた被告人のために酌むべき事情、とりわけ被告人の年齢や健康状態を併せて考慮すると、現時点においては、被告人に対し、今一度、社会内において自力更生の機会を与え、その刑責を償わせるのを相当とするに至ったとみるべきである。よって、刑訴法397条2項により原判決を破棄し、同法400条ただし書に従い、被告事件につき更に次のとおり判決する。

原判決が認定した(罪となるべき事実)に、原判決が掲げる法令(科刑上一罪及 び併合罪の処理を含む。)を適用し、その刑期の範囲内で、被告人を懲役3年に処 情状により刑法25条1項を適用して、この裁判確定の日から5年間その刑の 執行を猶予することとして、主文のとおり判決する。

(第5刑事部 裁判長裁判官 那須 彰 裁判官 樋口裕晃 裁判官 河原俊也)